

第5章 災害復旧計画

第1節 民生安定のための緊急措置に関する計画

市は、震災後の市民生活の安定と生活環境の整備を図るため、関係機関、団体と連携して民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。

1 災害援護資金及び生活福祉資金、母子寡婦福祉資金の貸付

市は、災害にあって家財等に被害があった場合、生活の立て直し資金として、災害救助法適用時は災害援護資金の貸付をする。

また県は、同法の適用に至らない場合、生活福祉資金及び母子寡婦福祉資金を貸し付ける。

(1) 災害援護資金

市は、「藤岡市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、地震により被害を受けた世帯主に対して、生活の立て直し資金として、1世帯当たり350万円を限度として、被害の程度、種類に応じて貸し付ける。

(2) 生活福祉資金

群馬県社会福祉協議会は、地震により被害を受けた低所得世帯に対して安定した生活を営ませるため、必要に応じて以下の資金を貸し付け、必要な援助指導を行う。

ア 災害援護費

災害による困窮から自立更生に必要な経費を、1世帯当たり150万円を限度として貸し付ける。

(3) 母子寡婦福祉資金（住宅資金）

県は、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、災害復旧に必要な住宅の建設、購入、補修、保全、改築又は増築のために必要な経費を1世帯あたり200万円を限度として貸し付ける。

2 災害弔慰金等の支給

市は、「藤岡市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、地震災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、また精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して災害障害見舞金を支給する。

(1) 災害弔慰金等が支給される場合

ア 1つの市町村の区域内で、住居が5世帯以上滅失した災害

イ 県内で、5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上存在する場合、県内全ての市町村の被害が対象

ウ 県内で災害救助法が適用された災害（県内全ての市町村の被害が対象）

エ 災害救助法を適用した都道府県2以上ある場合、全ての市町村の被害が対象

(2) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

市は、「藤岡市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、地震により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

災害弔慰金の額は、死亡者がその属する世帯の生計を維持していた場合は500万円、その他の場合は250万円とする。

また、重度の障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。見舞金の額は、支給対象者が生計維持者の場合は250万円、その他の場合は125万円とする。

3 被災者生活再建支援金

自然災害により被災し、自立して生活を再建するのが困難な世帯に対し、被災者生活再建支援法または、藤岡市被災者生活再建支援金支給要綱に基づく支援金を支給する。

(1) 対象となる災害

- ア 災害救助法適用基準 1 又は 2 に該当した市町村
- イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で5世帯以上の全壊被害の市町村
- オ アからウに適合する市町村に隣接する1つの市町村において、全壊5世帯以上の市町村
- カ アからオに適合しない、市内で発生する自然災害（被災者生活再建支援法第2条第1号に規定する自然災害）

(2) 対象となる世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長時間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯

(3) 支給限度額

次表のとおり（支給金額は、アとイの合計額となる）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度		全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
	単数世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の被害程度		建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円
	単数世帯	150万円	75万円	37.5万円

4 その他の公的資金の融資

被災した施設の早期復旧を図るため、各種復旧資金の融資を行うとともに、生業資金の融資のあっせん等被災者の生活確保の措置を講ずる。

(1) 住宅金融支援機構資金

- ア 建設資金
- イ 購入資金
- ウ 補修資金

(2) 農林漁業制度資金

- ア 県農漁業災害対策特別措置条例に基づく資金の貸付
 - 経営資金
 - 農漁業用施設資金
 - 事業資金
- イ (株)日本政策金融公庫資金の貸付
 - 自作農維持資金
 - 農林漁業施設資金

○ 農業基盤整備資金

(3) 中小企業融資

5 ボランティア活動による長期的支援

災害復旧及び民生安定が長期にわたる場合、県及び市は、被災者の自立生活を支援するための長期的なボランティア活動の支援、推進を図るものとする。

6 市民生活相談等の実施

(1) 市民生活相談等の実施

市は、災害発生後、住宅、教育、就労、中小企業の資金繰り等、被災者等の生活相談に応じるため、相談窓口を設置するなど市民生活相談を行うものとする。

(2) 在住外国人に対する相談窓口の設置

市は、県市町村国際交流協会やボランティアの協力を得て、災害発生地域の外国人の居住状況、使用されている外国語の種類等を考慮のうえ、外国人の相談窓口を設置するなど、外国人に対する相談を行うものとする。

なお、必要であると認める場合には、外国語のできるボランティアを避難所に配置するなど、在日外国人の避難所生活を支援するものとする。

7 罹災証明書の交付

罹災証明書は、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に必要とされることから、防災班は、住民から申請があった場合、別記用紙例による、罹災証明書を交付する。

証明の範囲は、災対法第2条第1項に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

(1) 住家の被害

ア. 全壊 イ. 大規模半壊 ウ. 半壊 エ. 一部損壊 オ. 床上浸水 カ. 床下浸水

(2) 非住家の被害

(3) その他物的被害

●資料8 罹災証明書(199^へ-ジ)

8 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

●様式17 被災者台帳(239^へ-ジ)

第2節 激甚災害の指定に関する計画

県は、地震による大規模な災害が発生した場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置を講ずる。

1 激甚災害に関する調査

- (1) 知事は、市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けると必要があると思われる事業について、それぞれの主管課に調査を行わせる。
- (2) 市は、県が実施する調査に協力するものとする。
- (3) 県の関係各課は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

2 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認められた場合は、県は国の関係機関と密接な連絡のもとに、指定の促進を図る。

3 特別財政援助の交付手続

激甚災害の指定を受けた場合は、市長は速やかに関係調書等を作成して県の主管課に提出するものとする。